

四国中央市西部臨海土地造成地
分譲等要領
—企業立地・港湾活用提案募集—



令和8年8月



愛媛県四国中央市



三島川之江港の新たな挑戦

三島川之江港は、四国有数の産業港湾として地域経済を支えてきました。

近年、物流の高度化やサプライチェーンの再構築、脱炭素社会への移行、資源循環型社会の形成など、港湾を取り巻く環境は大きく変化しています。

四国中央市と愛媛県は、民間事業者の皆様との対話を通じて、新たな物流需要や産業需要を把握し、港湾を核とした持続可能な産業拠点の形成を目指します。皆様からの自由で創造的な提案をお待ちしております。

目 次

	ページ
1. 分譲等の場所	2
2. 分譲等の単位	4
3. 分譲又は貸付予定単価	4
4. 募集対象事業	5
5. 行政による支援	5
6. 提案者の資格	5
7. スケジュール	6
8. 公募及び契約の内容等に関する質問の受付	7
9. 書類（様式）の配布及び提案方法	7
10. 分譲又は貸付の優先交渉権者の決定	8
11. 予約契約の締結及び予納金	10
12. 土地売買代金の支払方法	10
13. 面積の決定及び譲渡契約の締結	10
14. 譲渡契約上の主な条件等	10
15. 貸付契約上の主な条件等	10
16. 所有権の移転登記	11
17. 西部臨海土地造成地に係る留意事項（重要）	11

募集の趣旨

本募集は、四国中央市と愛媛県が連携し、三島川之江港における物流機能の高度化、新たな産業需要、GX需要及びサーキュラーエコノミー関連需要を把握するとともに、港湾を核とした持続可能な産業拠点の形成を目指して実施するものである。

本市は、西部臨海土地造成事業により整備した大江地区について、港湾機能の維持・発展及び地域経済の活性化を図るため、企業等から事業提案を募集する。近年、物流構造の変化やサプライチェーンの再構築、脱炭素社会への移行、資源循環型社会の形成など、港湾を取り巻く環境は大きく変化している。このため、本募集は、市があらかじめ土地利用を限定する従来型の公募ではなく、港湾計画及び関係法令との整合を前提として、民間事業者との対話を通じて物流関連需要、港湾関連需要及び新たな産業需要を把握し、三島川之江港の持続的発展と地域産業の競争力強化につながる土地利用の可能性を探る市場対話型の企業立地提案募集として実施するものである。なお、本募集は土地の売却を基本方針とするが、事業計画の熟度や投資時期等を踏まえ、将来的な土地取得を前提とした暫定利用についても提案を受け付けるものとする。

三島川之江港の特性と可能性

1 港湾・物流機能

三島川之江港は本市の産業活動を支える重要な物流基盤であり、原材料の受入れや製品出荷を担う港湾として地域経済を支えている。

また、陸海一貫輸送を支える物流拠点として、今後も物流機能の高度化やサプライチェーンの強靱化への対応が期待されている。

2 産業集積

本市には紙・パルプ産業を中心とした産業集積が形成されており、港湾はこれら産業活動を支える重要な社会基盤となっている。

また、物流関連産業や化学関連産業等も立地しており、港湾と産業が相互に発展してきた地域特性を有している。

3 将来成長が期待される分野

国の物流政策、GX政策及び循環経済政策等を背景として、三島川之江港においても次の分野での需要が期待される。

- (1) 港湾利用型製造業
- (2) 物流・サプライチェーン機能の高度化
- (3) GX関連産業
- (4) 資源循環関連産業

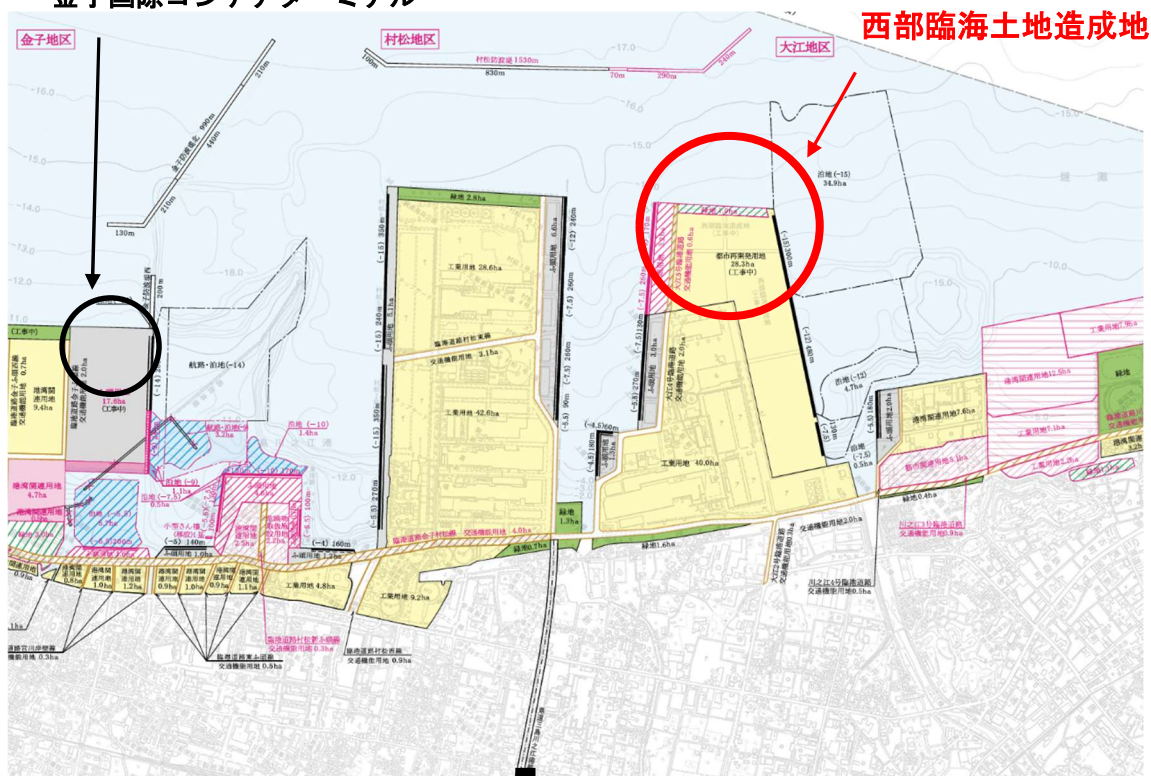
本募集では、こうした将来需要を把握し、新たな産業立地の可能性を探ることを目的とする。

1. 分譲等の場所 愛媛県四国中央市川之江町地先

(重要港湾三島川之江港湾区域内) 西部臨海土地造成地



コンテナ取扱数四国最大級
金子国際コンテナターミナル

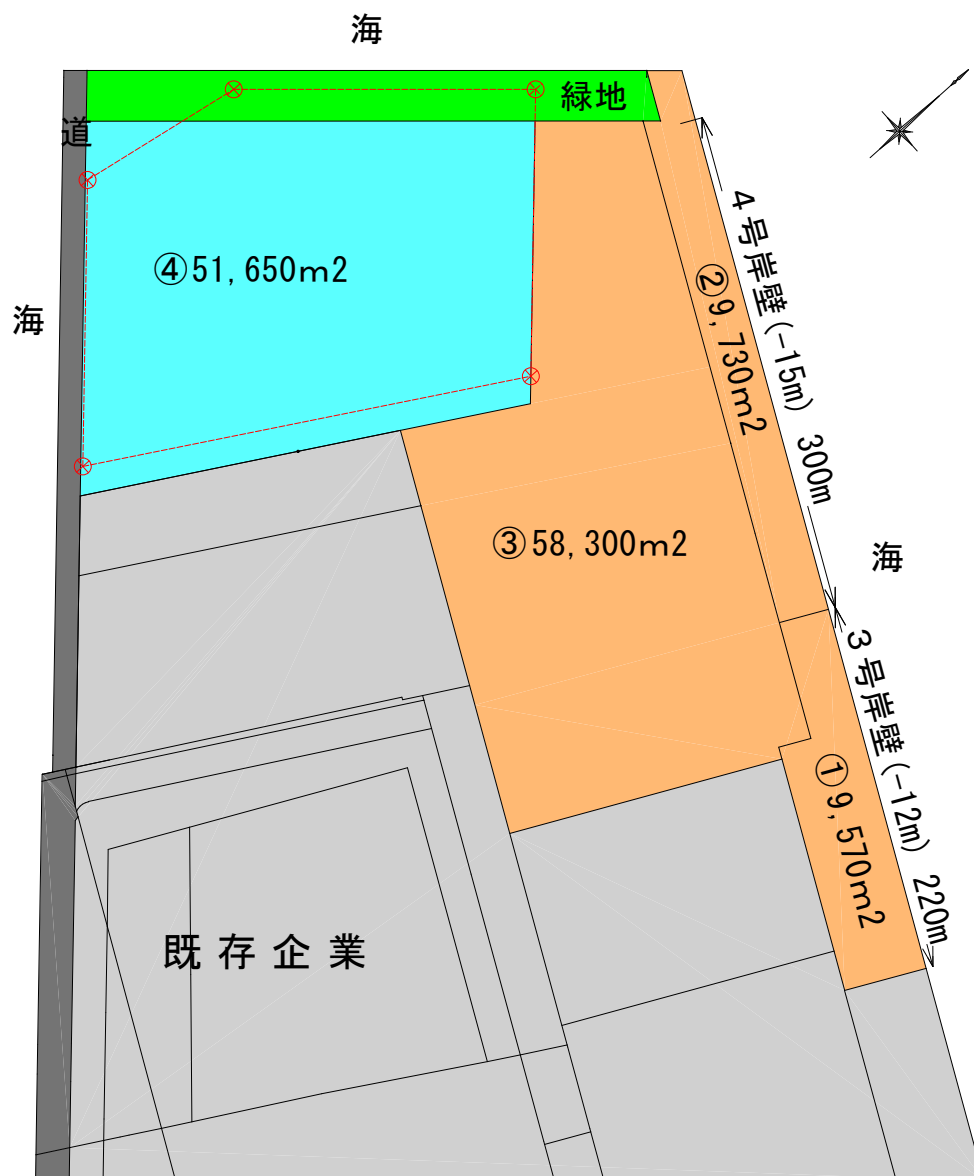


三島川之江港湾計画図より抜粋

至 三島川之江インターチェンジ

西部臨海土地造成地から三島川之江インターチェンジまで 約3Km(所要時間約8分)

西部臨海土地造成地 分譲等対象地 平面図



※対象地は①②③④

対象地は岸壁部分(①②)を含む。岸壁等の分譲又は貸付に係る税務上の取り扱いについて、別途協議が必要となる可能性がある。

※臨港地区に指定されている。

※保税地域の指定・許可等はない。

※現状 SOLAS 条約(重要国際埠頭施設の基準)の制限区域に該当していない。(規格に準じたフェンス等設備あり)

2. 分譲等の単位

○対象施設 応募者は次の対象地について提案することができる。

(1)全対象地【①②③④】

(2)大江3号岸壁【①】、大江4号岸壁【②】及び背後地【③】

(3)大江3号岸壁【①】及び背後地【③】の一部

(4)大江4号岸壁【②】及び背後地【③】の一部

(5)背後地【④】のみ(応募者が希望する範囲及び面積による提案を可とするが、協議により変更となる可能性がある。)

(6)前各号を組み合わせた利用

(7)その他市が認める利用形態

※対象地(①,②,③)の活用にあたっては、岸壁を活用した船舶輸送を伴う事業を前提としているため、岸壁部分のみ(①, ②)、背後地(③)のみの分譲又は貸付は不可とする。

※最終的な場所、範囲及び面積は、本市との協議により決定するものとする。

※公益上必要があると認められる場合は、募集対象範囲の全部又は一部を変更することがある。なお、変更にあたっては、応募者に対し必要な説明を行うものとする。

○利用形態 応募者は次のいずれかの利用形態を提案することができる。

(1)土地取得型(基本方針)

(2)暫定利用後取得型

(3)暫定利用型

※土地取得を基本方針とする。ただし、事業化準備期間等を考慮し、将来的な土地取得を前提とした一時使用賃貸借による暫定利用の提案を妨げない。

3. 分譲又は貸付予定単価

分譲予定単価

対象地番号	1㎡あたり	1坪あたり
①,②,③	76,082 円	約 251,510 円
④	50,458 円	約 166,803 円

※管理型産業廃棄物最終処分場跡地部分である対象地番号【④】については、土地利用上の条件を踏まえ価格設定を行っている。

※区画の分割がある場合は、分譲予定単価が変動することがある。

貸付予定単価：※1日あたり

対象地番号	1㎡あたり/日	1坪あたり/日
①,②,③	8.3 円	約 27.4 円
④	5.5 円	約 18.1 円

※区画の分割がある場合は、貸付予定単価が変動することがある。

4. 募集対象事業

次の①～⑤に掲げる事業を対象とする。

①港湾利用型製造業

- ・紙関連産業
- ・化学関連産業
- ・輸出入型製造業
- ・その他港湾利用を伴う製造業

②物流・流通関連事業

- ・物流センター
- ・流通加工施設
- ・冷凍冷蔵施設
- ・倉庫
- ・その他物流機能強化に資する施設

③GX関連事業

- ・再生可能エネルギー関連事業
- ・バイオマス関連事業
- ・脱炭素化に資する事業
- ・その他GX推進に資する事業

④資源循環関連事業

- ・リサイクル関連事業
- ・再資源化事業
- ・循環型社会形成に資する事業
- ・その他サーキュラーエコノミー推進に資する事業

⑤その他

- ・港湾の利用促進及び地域経済の活性化に資する事業

5. 行政による支援

本市及び愛媛県は、企業立地の実現に向けて必要な情報提供及び関係機関との調整支援を行う。

6. 提案者の資格

(1) 提案者の資格は次のとおりとし、すべての要件を満たすこと。

- ①日本国内に本店又は主たる事業所を有し、継続的に製造業等の企業活動を行っている者。
- ②建物、設備等の建設及び経営に必要な資力を有し、事業計画が適切である者。
- ③本市の埋立事業の基本方針及び本市の総合計画等に賛同する者。
- ④大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法及び愛媛県公害防止条例等の環境保全対策関連法を遵守し十分な環境保全対策を実施できる者。
- ⑤土地の譲渡後おおむね5年以内に操業開始できる者、または貸付契約後速やかに事業を

開始できる者。

⑥地域の災害対策への寄与等、周辺地域へ貢献できる者。

(2) 次に該当する方は、申込みすることができません。

①会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等の規定に基づき、更生手続等をしている者。

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者。

③市税等を滞納している者。

④四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成 16 年4月1日告示第 35 号)による指名停止の措置を受けている者。

⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体及びその役職員又は構成員である者。

(3) その他

2者以上が法人等連合体として共同で提案することは可能とする。ただし、2者以上が共同で提案する場合は、代表者を定め、提案以降の主な手続きは当該代表者が行うものとする。また、法人連合体として共同で提案する場合は、(様式6)連合体構成法人等一覧表内に、すべての連合体構成法人の代表者印を押印すること。

7. スケジュール

内 容	日 程 (予 定)
公募開始	令和 8 年 8 月 17 日(月)
質問書受付期限	令和 8 年 9 月 30 日(水)
提案書類(様式)の配布期限	令和 9 年 2 月 12 日(金)
提案書提出期限	令和 9 年 2 月 26 日(金)
審査	令和 9 年 3 月頃
優先交渉権者の決定	令和 9 年 3 月頃
分譲予約契約の締結及び予納金納付案内 土地一時使用賃貸借契約の締結	令和 9 年 4 月頃
土地代金の納付	分譲:納付方法は要協議 貸付:原則前払い
分譲面積の決定	公有水面埋立法に係る手続き完了後速やかに
譲渡契約の締結・精算	公有水面埋立法に係る手続き完了後かつ土地売買代金が全額納付されたことを確認できた後、議会の議決等所定の事務手続きを経て速やかに

8. 公募及び契約の内容等に関する質問の受付

(1) 質問の受付期間

令和8年8月 17 日(月)から令和8年9月 30 日(水)

午前8時 30 分から午後5時 15 分

郵送の場合は令和8年9月 30 日(水)必着

(四国中央市の休日を定める条例(平成 16 年4月1日条例第3号)第1条第1項各号に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く)

(2) 質問方法

質問の趣旨を質問書(任意様式)に簡潔にまとめ、以下の場所に郵送、電子メールまたは持参すること。口頭、電話等による質問は不可とする。

電子メールによる場合は、電子メールの件名を「【西部企業立地・港湾活用提案募集質問書】(質問者名)」とすること。

〒799-0413 愛媛県四国中央市中曽根町 500 番地

四国中央市 消防防災センター5階 都市整備部港湾課

電話(0896)28-6036

Email: rinkai@city.shikokuchuo.ehime.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、順次四国中央市ホームページ(都市整備部港湾課のページ)上において行う。なお、公平を保てない可能性がある質問については回答しないことがある。

(<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>) トップページ→組織で探す→港湾課→お知らせ)

9. 書類(様式)の配布及び提案方法

(1) 書類(様式)の配布方法及び期間

書類(様式)の配布は、電子メールで行う。メールの件名を「西部企業立地・港湾活用提案募集様式配布依頼(依頼者名)」とし、上記8.(2)に記載された電子メールアドレスへ電子メールを送信すること。電子メールに返信する形で、書類(様式)を配布する。

配布期間: 令和8年8月 17 日(月)から令和9年2月 12 日(金)

午前8時 30 分から午後5時 15 分(休日を除く)

※提案にあたっては配布した様式を使用すること。

(2) 提案方法

①提案の基本方針

応募者は次の事項を踏まえて提案するものとする。

- (1) 港湾機能の有効活用
- (2) 地域経済への波及効果
- (3) 雇用創出効果
- (4) 持続可能な事業運営
- (5) 環境及び防災への配慮

②提案の提出期間

令和8年8月 17 日(月)から令和9年2月 26 日(金)

午前8時 30 分から午後5時 15 分(休日を除く)

③提案の提出方法

提案書類を正本1部、副本 10 部を準備の上、持参または郵送すること。(電子メールでの提出は不可)

必要に応じてヒアリングを実施する。

④提案の提出場所

〒799-0413 愛媛県四国中央市中曾根町 500 番地

四国中央市 消防防災センター5階 都市整備部港湾課

電話(0896)28-6036

(3)提案の際に必要な書類

① 上記(1)で配布した様式一式

ア. 西部臨海土地造成地企業立地・港湾活用提案書(様式1)

イ. 誓約書(様式2)

ウ. 申込人の概要(様式3)

エ. 事業計画書(様式4)

オ. 環境問題・災害対策等計画書(様式5)

カ. 連合体構成法人等一覧表(様式6)

② 以下に示す関係書類(申請日前3カ月以内に発行されたもの)

ア. 定款

イ. 法人の登記事項証明書(全部事項証明)

ウ. 営業案内書等

エ. 印鑑証明書

オ. 納税地となる自治体における市税等の納税証明書(未納がない証明書)

(4)留意事項

①提案に要した費用は、分譲等申込者の負担とする。

②利用計画(P14「〇現在の港湾計画及び埋立免許上の用途」参照)が異なる場合であっても提案することができるが、別途協議が必要となる可能性がある。

③提出された書類等(以下「提出書類等」という。)は返却しない。

④提出書類等に虚偽の記載が判明した場合は、失格とする。

⑤提出書類等の提出期限後の修正又は変更は、軽微な補正を除き認めない。

⑥審査によりお断りする場合がある。

10. 分譲又は貸付の優先交渉権者の決定

(1) 審査方法

①適格審査

提出書類等に基づき、西部臨海土地造成事業担当課において資格要件等の以下の基本的事項の適格審査(必要に応じてヒアリング)を実施する。

ア.申込者の資格要件の審査

本要領に記載する資格要件を満たしているか審査する。

イ.提出書類等の基本的事項の審査

建築基準法上の規定などに対して重大な不適格箇所がないか、事業計画書の内容に重大な不適格箇所がないか審査する。

※審査により軽微な補正が必要となる場合は、本市が補正を求めることがある。

ウ.別途協議が必要な場合

提案内容により別途協議が必要な場合は、対象企業に連絡し協議する。

②選定委員会による審査

四国中央市西部臨海土地造成地分譲等優先交渉権者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別紙の審査基準表により、提案書の内容について書類審査を実施した上で、港湾利用効果、物流機能強化への寄与、地域経済への波及効果、雇用創出効果、事業の実現可能性、事業の持続性及び発展性など総合的に審査を行う。本市は、選定委員会からの報告に基づき、分譲又は貸付の優先交渉権者を決定する。評価点が同点となった場合は、抽選とする。

1事業者（又は1連合体）の総合評価点に関わらず、複数の事業者の提案を組み合わせる等、対象地全体における相乗効果を生み、本市の目的に最も合致すると選定委員会が認めた場合は、当該事業者の審査項目に相乗効果分を加点し、条件付きの優先交渉権者として選定することがある。条件付き優先交渉権者は、本市が指定する期間内に協議を行わなければならない。協議の結果、双方が合意し、本市の付した条件が全て満たされたと認められる場合、本市は当該条件を解除し、当該者を正式な優先交渉権者として決定する。

(2) 失格事項

以下の事項に該当する場合は失格とする。

- ①適格審査不合格の場合
- ②審査基準の失格に該当した場合
- ③提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ④不正な行為があった場合
- ⑤その他失格となり得る特段の事由が認められる場合

(3) 審査結果及び分譲又は貸付の優先交渉権者の公表

本市は、選定委員会による審査完了後、速やかに審査結果（各提案者の評価点等）を本市ホームページにおいて公表する。なお、この段階では参加事業者名をアルファベット等の記号に置き換え、事業者名が特定されない形で公表する。優先交渉権者との協議を経て、正式に契約締結に至った段階で、契約相手方となった事業者の名称を公表する。なお、異議の申し立ては受け付けない。

(4) 次点の分譲又は貸付の優先交渉権者の繰り上げ

優先交渉権者に決定した事業者との協議の中で、契約を締結しない場合等の理由により、優先交渉権者としての資格を失ったと認められる場合は、次点の交渉権者が優先交渉権者に繰り上がることとする。ただし、当初の提出書類等の内容から計画等が大幅に変更される場合はこの限りではない。

11. 予約契約の締結及び予納金

- (1) 優先交渉権者は協議の上、分譲することに至った場合は特段の事由がない限り、本市が指定する日までに予約契約の締結を行うこと。なお、指定する日までに契約を締結しない場合は、優先交渉権者として契約できる効力を失う。

- (2) 予約契約と同時に、予納金を納付すること。

原則 予納金＝分譲予定面積×分譲予定単価(1㎡当たり)×10% ※千円未満切り捨て

12. 土地売買代金等の支払方法

分譲の際の支払方法については、個別に協議を行う。

貸付の際の支払方法は、原則として前払い(年度分)とする。

13. 面積の決定及び譲渡契約の締結

公有水面埋立法に係る手続きが完了し、かつ譲渡代金の全額納付を確認できた後、土地の保存登記等の諸手続きが完了した時点で、正式に譲渡面積を決定する。譲渡契約の締結には議会の議決に付さなければならない場合があるため、時間がかかることがあることに留意すること。

14. 譲渡契約上の主な条件等

- (1) 5工区(P13「○公共施設の配置及び規模の概要」参照)は令和9年4月6日、6工区(P13「○公共施設の配置及び規模の概要」参照)は令和13年4月27日までは、用途並びに権利設定等の制限がかかる可能性がある。ただし、やむを得ない事情がある場合は、書面により本市に協議の上、あらかじめ承認を得ること。

- (2) 引渡し後の分譲物件に関し、以下の場合において、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

- ①数量の不足が生じた場合
- ②理由の如何を問わず地盤沈下、液状化等による地盤の変動が発生した場合
- ③建物その他の施設に損傷等が発生した場合
- ④何らかの地中埋設物が存在し、これにより当該物件上に建築物を建て、工作物を設置し、あるいは物資を置く等の土地利用をするに際し、別に費用を要することになった場合
- ⑤土壌から何らかの有害物質が発見された場合
- ⑥その他岸壁を含む物件等に瑕疵が発見された場合

15. 貸付契約上の主な条件等

- (1) 西部臨海土地造成地は分譲を前提としているため、貸付に係る契約は「一時使用賃貸借契約」となり、地上権、質権、使用貸借による権利、その他使用収益を目的とする権利設定をすることはできない。

- (2) 一時使用賃貸借契約期間中であっても、同地の新たな分譲契約者が決定した場合、中途解約の可能性がある。

- (3) 貸付開始時期は、本公募における対象地全体の応募状況等を踏まえ、別途協議の上決定

するものとする。

16. 所有権の移転登記

- (1) 原則として、譲渡代金完納後、所有権移転登記を行うが、代金完納前でも必要がある場合は、本市と協議の上、必要な面積を譲渡前使用（貸付）することができる。なお、貸付の際には譲渡代金とは別に貸付料が発生することに留意すること。
- (2) 土地の引渡しは、所有権移転登記完了後、速やかに行う。
- (3) 譲渡契約書（市保管のもの一部）に貼付ける収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となる。

17. 西部臨海土地造成地に係る留意事項（重要）

○公法上の指定・制約

工場立地法（担当課：四国中央市産業創生部紙国再興課）

・届出の対象となる工場

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）

規模：敷地面積 9,000 平方メートル以上または、建築面積 3,000 平方メートル以上

・事前の届出：工事着手 90 日前までに届出

・生産施設面積率：業種によって敷地面積の 30～65% 以下の 7 段階

・緑地・環境施設面積率

緑地面積率及び環境施設面積率は以下の通り（現状は下線部）

区分	緑地面積率	環境施設面積率
工業地域 工業専用地域	5%以上	10%以上
準工業地域 <u>用途地域の指定のない地域</u> 都市計画区域外	10%以上	15%以上

<環境施設の配置について>

敷地面積の 15% 以上の環境施設を敷地の周辺部に配置

・建築基準法

現行の建築基準法による。

○標準断面図について

岸壁、中仕切り護岸、安定型産業廃棄物最終処分場、管理型産業廃棄物最終処分場の断面図は、別添「図面集」に掲載あり。

○安定型産業廃棄物最終処分場跡地及び管理型産業廃棄物最終処分場跡地について

管理型最終処分場跡地を形質変更する場合には着手の 30 日前までに愛媛県知事への届出が必要となり、最終処分場跡地形質変更に係る施工ガイドライン（廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会作成）に沿った手続きが求められる。（愛媛県東予地方局四国中央

保健所との協議が必要。)

◇管理型産業廃棄物最終処分場跡地(遮水シート)であるため、土地利用計画が制限される。

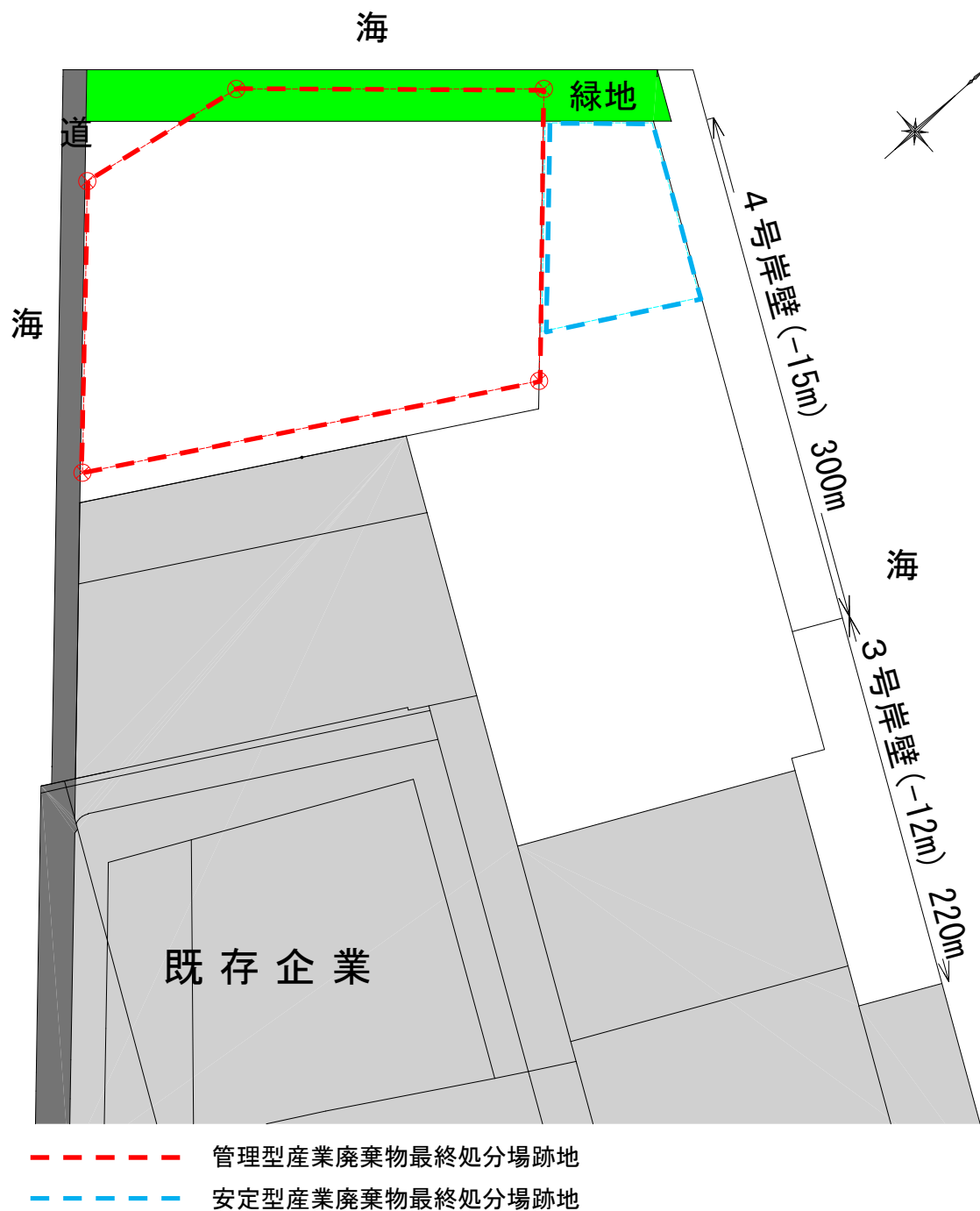
【利用例】

○: 駐車場、資材置場、緑地、詰所、管理棟などの軽量建物

△: 掘削を伴う中規模程度の建築物(検討を要する)

×: 杭基礎を要する建築物

◇安定型最終処分場跡地には、レンガ等のがれきが埋設されている。



・埋立に使用した土砂等の種類

管理型産業廃棄物最終処分場

管理型産業廃棄物（以下詳細）

燃えがら（製紙スラッジ焼却灰、石炭灰）、ばいじん（製紙スラッジ焼却灰、石炭灰）

安定型産業廃棄物最終処分場

安定型産業廃棄物（以下詳細）

無筋コンクリート、アスファルト、レンガ、瓦、タイル衛生陶磁器くず、ロックウール、グラスウール

○公共施設の配置及び規模の概要



※今回の対象地は黒色囲み5工区、6工区部分である。

※1号岸壁及び2号岸壁は、民間企業所有の専用岸壁である。

岸壁スペック

項目	大江 3 号岸壁	大江 4 号岸壁
延長	220m	300m 330m(取付部含)
エプロン幅	30m(一部 50m)	30m
水深	-12m	-15m
係船柱	100×8	100×11
防舷材	16 基	21 基
対象船型	30,000 D/W	70,000 D/W
船席数	1	1
供用開始	令和 4 年	令和 4 年
完成年	平成 17 年度	平成 17 年度

●道路（臨港道路）-----
南側：4車線道路
西側：4車線及び2車線道路

●上水道 →
南側臨港道路よりφ75mm、
西側臨港道路よりφ50mm

●下水道
公共下水道計画区域外
(原則、浄化槽などによる自己
処理を行う)

●船舶給水 →
φ75mm (3カ所)

●工業用水 →
南側臨港道路より
φ700mm・φ400mm

施設	規模	注意事項
雨水排水路	なし	各企業において、開渠又は暗渠を企業用地内へ配置し、雨水排水路へ排水が必要。
消防水利	配置なし	市消防本部と協議が必要。

※提案事業の内容、交通動線、防災機能、公共性その他の行政上必要と認める場合には、本市は対象地内に管理用道路、排水施設その他公共施設を設置又は整備することができる。

○現在の都市計画上の用途

用途地域の指定のない地域(今後指定される可能性有)

○現在の港湾計画及び埋立免許上の用途

港湾計画・・・都市再開発用地

埋立免許・・・パルプ・紙・紙加工品製造業用地

この用途以外の利用の場合は、埋立免許の変更が必要となる場合がある。

○その他注意事項

- 1 岸壁部分のみ(①、②)又は背後地(③)のみの分譲又は貸付は不可とする。
- 2 面積及び所在は、測量、分筆登記後に法務局に備え付けられる地積測量図記載の面積及び記録される所在とする。譲渡代金は地積測量図記載の面積に応じて変動する可能性がある。
- 3 引渡しは現状有姿とし、公有水面埋立法に係る手続き完了後かつ譲渡代金が全額納付されたことを確認できた後、議会の議決等所定の事務手続きを経て引き渡す。一括支払い等により代金の納付が完了していた場合においても、所定の事務手続きが完了していない場合は、使用又は引渡しができない可能性がある。なお、実際の引渡しが予定している引渡し時期より遅れた場合、本市はその責任を一切負わない。
- 4 利用計画が異なる場合であっても申し込むことができるが、別途協議が必要となる可能性がある。
例)「パルプ・紙・紙加工品製造業」ではなくその他の目的として利用する場合 等
- 5 P10「17. 西部臨海土地造成地に係る留意事項(重要)」に記載した管理型産業廃棄物最終処分場跡地の制約を受ける可能性がある。
- 6 貸付の場合は将来的な購入の可能性を含んだ暫定的な一時使用賃貸借契約となる(分譲を前提とした土地の貸付のため、事業用借地権の設定は行わず、一時的な利用を目的とした土地賃借で、借地借家法の保護規定が適用されない。)。加えて一定期間毎に将来的な利用についての協議を行う。
- 7 大江3号岸壁及び大江4号岸壁は、一般公衆の利用に供する公共岸壁ではなく、専用岸壁としての利用を前提とする。岸壁等の利用条件については、応募内容を踏まえ、本市との協議により決定するものとする。
- 8 大江3号岸壁及び大江4号岸壁は各々の岸壁を分割することはできない。
- 9 大江3号岸壁及び大江4号岸壁の一部に残置物がある。

- 10 岸壁部分以外の土地については、応募内容、土地利用計画、将来的な企業立地の可能性、公益上必要があると認められる場合、その他市の施策との整合性を総合的に勘案し、本市が利用区画及び面積を決定することがある。
- 11 譲渡代金は上記の単価(P4「3. 分譲又は貸付予定単価」参照)に面積を乗じて算出する。
なお、本市が必要と認める場合は、予約契約その他適切な契約手法を採用することができる。
- 12 貸付の場合は、本市との協議により一時使用賃貸借契約を締結できるものとする。契約期間は原則3年以内とする。貸付料は上記の単価(P4「3. 分譲又は貸付予定単価」参照)を基礎とし、その他条件については本市との協議により決定するものとする。なお、暫定利用は将来的な土地取得を妨げない範囲で認めるものであり、恒久的な利用権を保証するものではない。
- 13 岸壁を含む土地の分譲又は貸付を受けた者は、港湾関連法令・その他関係法令を遵守し、専用岸壁として適正な維持管理及び利用を行うものとする。
- 14 事業開始後、正当な理由なく岸壁を利用した船舶輸送が行われない場合、または著しく利用頻度が低い状態が継続した場合は、契約の解除を行う場合がある。

問い合わせ先

- 公募全般に関すること

四国中央市都市整備部港湾課 TEL:0896-28-6036

- 四国中央市の企業立地奨励金等に関すること

四国中央市産業創生部紙国再興課 TEL:0896-28-6186

- 愛媛県の企業立地奨励金及び地域未来投資促進法による支援制度等に関すること

愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課 TEL:089-912-2260

- 環境保全に関すること

四国中央市市民部生活環境課 TEL:0896-28-6145

わたし おりなす



四国中央